

が 疾 対 第 5276号
令和6年2月28日

一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長 様

神奈川県健康医療局保健医療部精神保健医療担当課長
(公 印 省 略)

心神喪失者等医療観察法に係る周知の送付について

本県の精神保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長等から通知がありましたので参考のため送付いたします。

なお、該当する精神科病院管理者あてに、別途送付していることを申し添えます。

【通知】

- ・指定入院医療機関の業務従事者による医療観察法入院対象者への虐待を発見した場合の通報先について(周知)

問合せ先

がん・疾病対策課

精神保健医療グループ 高鳥、伊藤

電 話 045-210-4727

ファクシミリ 045-210-8860

障精発 0118 第 2 号
令和 6 年 1 月 18 日

都道府県
各 精神保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

指定入院医療機関の業務従事者による医療観察法入院対象者への虐待を発見した場合の通報先について(周知)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）に関する精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、精神科病院における業務従事者や入院患者等への虐待通報の周知等について、「精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について」（令和 5 年 12 月 14 日障精発第 1214 号第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）が発出されたところですが、医療観察法に基づく指定入院医療機関において業務従事者による虐待を受けたと思われる入院対象者を発見した場合の通報先は別紙のとおりであるため、貴殿におかれましては、別紙の周知を図っていただきますよう、医療観察法関係者等への周知方、御高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関連して、各指定入院医療機関の管理者及び各地方厚生局健康福祉部長あて別添のとおり通知していますので、併せて御承知の程よろしくお願いいたします。

(別紙)

厚生労働省各地方厚生局連絡先

管轄区域	厚生局名	医療観察法 担当部署	住所	電話
北海道全域	北海道厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2304
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県	東北厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13F	022-726-9263
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県、長野県	関東信越厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F	048-740-0827
富山県、石川県、岐阜県、 静岡県、愛知県、 三重県	東海北陸厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階	052-971-8836
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	近畿厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階	06-6942-2492
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	中国四国厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル2階	082-223-8204
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、 沖縄県	九州厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎	092-472-2366

別添

(写)

障精発 0118 第 3 号
令和 6 年 1 月 18 日

指定入院医療機関管理者 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

指定入院医療機関の業務従事者による医療観察法入院対象者への
虐待を発見した場合の通報先について(周知)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）の運用につきましては、日頃から格別の御理解並びに御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、精神科病院における業務従事者や入院患者等への虐待通報の周知等について、「精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について」（令和 5 年 12 月 14 日障精発第 1214 号第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）が発出されたところですが、医療観察法に基づく指定入院医療機関において業務従事者による虐待を受けたと思われる入院対象者を発見した場合の通報先は別紙のとおりであるため、貴殿におかれましては、別紙の周知を図っていただきますよう、医療観察法関係者等への周知方、御高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関連して、各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局）長及び各地方厚生局健康福祉部長あて別添のとおり通知しておりますので、併せて御承知の程よろしくお願いいたします。

別添

(写)

障精発 0118 第 4 号
令和 6 年 1 月 18 日

北海道
東北
関東信越
東海北陸
近畿
中国四国
九州

厚生局健康福祉部長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

指定入院医療機関の業務従事者による医療観察法入院対象者への
虐待を発見した場合の通報先の周知について

先般、精神科病院における業務従事者や入院患者等への虐待通報の周知等について、「精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について」（令和 5 年 12 月 14 日障精発第 1214 号第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）が発出され、都道府県から精神科病院に係る関係機関及び関係団体へ虐待防止対策について周知がなされましたが、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）に基づく指定入院医療機関において業務従事者による虐待を受けたと思われる入院対象者を発見した場合の通報先については、各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局）長及び各指定入院医療機関管理者あて別添のとおり周知しましたので、貴殿におかれましても御承知の程よろしくお願いいたします。

障精発 0118 第 4 号
令和 6 年 1 月 18 日

北 海 道
東 北
関 東 信 越
東 海 北 陸
近 畿
中 国 四 国
九 州

厚生局健康福祉部長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

指定入院医療機関の業務従事者による医療観察法入院対象者への
虐待を発見した場合の通報先の周知について

先般、精神科病院における業務従事者や入院患者等への虐待通報の周知等について、「精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について」（令和 5 年 12 月 14 日障精発第 1214 号第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）が発出され、都道府県から精神科病院に係る関係機関及び関係団体へ虐待防止対策について周知がなされましたが、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）に基づく指定入院医療機関において業務従事者による虐待を受けたと思われる入院対象者を発見した場合の通報先については、各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局）長及び各指定入院医療機関管理者あて別添のとおり周知しましたので、貴殿におかれましても御承知の程よろしくお願いいたします。

別添

(写)

障精発 0118 第 2 号
令和 6 年 1 月 18 日

都道府県
各 精神保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

指定入院医療機関の業務従事者による医療観察法入院対象者への虐待を発見
した場合の通報先について(周知)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）に関する精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、精神科病院における業務従事者や入院患者等への虐待通報の周知等について、「精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について」（令和 5 年 12 月 14 日障精発第 1214 号第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）が発出されたところですが、医療観察法に基づく指定入院医療機関において業務従事者による虐待を受けたと思われる入院対象者を発見した場合の通報先は別紙のとおりであるため、貴殿におかれましては、別紙の周知を図っていただきますよう、医療観察法関係者等への周知方、御高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関連して、各指定入院医療機関の管理者及び各地方厚生局健康福祉部長あて別添のとおり通知していますので、併せて御承知の程よろしくお願いいたします。

別添

(写)

障精発 0118 第 3 号
令和 6 年 1 月 18 日

指定入院医療機関管理者 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

指定入院医療機関の業務従事者による医療観察法入院対象者への
虐待を発見した場合の通報先について(周知)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）の運用につきましては、日頃から格別の御理解並びに御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、精神科病院における業務従事者や入院患者等への虐待通報の周知等について、「精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について」（令和 5 年 12 月 14 日障精発第 1214 号第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）が発出されたところですが、医療観察法に基づく指定入院医療機関において業務従事者による虐待を受けたと思われる入院対象者を発見した場合の通報先は別紙のとおりであるため、貴殿におかれましては、別紙の周知を図っていただきますよう、医療観察法関係者等への周知方、御高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関連して、各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局）長及び各地方厚生局健康福祉部長あて別添のとおり通知しておりますので、併せて御承知の程よろしくお願いいたします。

(別紙)

厚生労働省各地方厚生局連絡先

管轄区域	厚生局名	医療観察法 担当部署	住所	電話
北海道全域	北海道厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2304
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県	東北厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13F	022-726-9263
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、新潟県、 山梨県、長野県	関東信越厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F	048-740-0827
富山県、石川県、岐阜県、 静岡県、愛知県、 三重県	東海北陸厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階	052-971-8836
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	近畿厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階	06-6942-2492
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	中国四国厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル2階	082-223-8204
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、沖縄県	九州厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎	092-472-2366

障精発 0118 第 3 号
令和 6 年 1 月 18 日

指定入院医療機関管理者 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

指定入院医療機関の業務従事者による医療観察法入院対象者への
虐待を発見した場合の通報先について(周知)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）の運用につきましては、日頃から格別の御理解並びに御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、精神科病院における業務従事者や入院患者等への虐待通報の周知等について、「精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について」（令和 5 年 12 月 14 日障精発第 1214 号第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）が発出されたところですが、医療観察法に基づく指定入院医療機関において業務従事者による虐待を受けたと思われる入院対象者を発見した場合の通報先は別紙のとおりであるため、貴殿におかれましては、別紙の周知を図っていただきますよう、医療観察法関係者等への周知方、御高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関連して、各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局）長及び各地方厚生局健康福祉部長あて別添のとおり通知しておりますので、併せて御承知の程よろしくお願いいたします。

(別紙)

厚生労働省各地方厚生局連絡先

管轄区域	厚生局名	医療観察法 担当部署	住所	電話
北海道全域	北海道厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2304
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県	東北厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13F	022-726-9263
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県、長野県	関東信越厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F	048-740-0827
富山県、石川県、岐阜県、 静岡県、愛知県、 三重県	東海北陸厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階	052-971-8836
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	近畿厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階	06-6942-2492
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	中国四国厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル2階	082-223-8204
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、 沖縄県	九州厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎	092-472-2366

別添

(写)

障精発 0118 第 2 号
令和 6 年 1 月 18 日

都道府県
各 精神保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

指定入院医療機関の業務従事者による医療観察法入院対象者への虐待を発見
した場合の通報先について(周知)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）に関する精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、精神科病院における業務従事者や入院患者等への虐待通報の周知等について、「精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について」（令和 5 年 12 月 14 日障精発第 1214 号第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）が発出されたところですが、医療観察法に基づく指定入院医療機関において業務従事者による虐待を受けたと思われる入院対象者を発見した場合の通報先は別紙のとおりであるため、貴殿におかれましては、別紙の周知を図っていただきますよう、医療観察法関係者等への周知方、御高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関連して、各指定入院医療機関の管理者及び各地方厚生局健康福祉部長あて別添のとおり通知していますので、併せて御承知の程よろしく願いいたします。

別添

(写)

障精発 0118 第 4 号
令和 6 年 1 月 18 日

北海道
東北
関東信越
東海北陸
近畿
中国四国
九州

厚生局健康福祉部長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

指定入院医療機関の業務従事者による医療観察法入院対象者への
虐待を発見した場合の通報先の周知について

先般、精神科病院における業務従事者や入院患者等への虐待通報の周知等について、「精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について」（令和 5 年 12 月 14 日障精発第 1214 号第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）が発出され、都道府県から精神科病院に係る関係機関及び関係団体へ虐待防止対策について周知がなされましたが、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）に基づく指定入院医療機関において業務従事者による虐待を受けたと思われる入院対象者を発見した場合の通報先については、各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局）長及び各指定入院医療機関管理者あて別添のとおり周知しましたので、貴殿におかれましても御承知の程よろしくお願いいたします。